

復興特別区域基本方針

復興特別区域基本方針 目次

第1	復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項	2
第2	復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針	
1	政府における推進体制	5
2	新たな規制の特例等の提案の受付及び対応に関する基本方針	6
3	地方公共団体に対する支援	8
4	国と地方の協議会に関する基本的な事項	8
5	地域協議会に関する基本的な事項	11
第3	復興推進計画の認定に関する基本的な事項	
1	復興推進計画の認定に関する基本方針	12
2	その他復興推進計画に関する基本的な事項	17
第4	復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画	
1	復興推進計画に係る特例	
(1)	復興特別区域における規制の特例	18
(2)	復興特別区域における金融上の特例	19
(3)	その他の特例	20
2	復興整備計画に係る特例	
(1)	復興整備計画の作成等	21
(2)	各種の復興整備事業の特例	25
第5	その他復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項	
1	福島復興再生特別措置法に基づく施策との連携	30
2	復興特別区域の認定申請のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）	31
3	透明性の確保及び計画の実施状況の把握	31
4	書面・押印・対面主義からの脱却のための対応	32
第6	適用期日	32
別表	復興特別区域において活用することができる規制の特例	33

復興特別区域基本方針

東日本大震災は、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難である。東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進め、活力ある日本の再生を図ることは、我が国の最優先の課題である。

平成 23 年 6 月 24 日に成立した東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号。以下「基本法」という。）では、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項とともに、復興庁の設置に関する基本方針等を定めた。そして、復興特別区域制度の整備については、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例その他の特別措置を適用する復興特別区域制度を活用し、地域における創意工夫をいかして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

復興特別区域制度については、この基本法の趣旨を踏まえるとともに被災地域の意見を伺いながら制度設計が進められ、平成 23 年 12 月 7 日に東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）が成立した。

これにより、被災地方公共団体が被災状況や復興の方向性に合致する特例を選択して活用することができるようになり、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献してきた。

令和 2 年 6 月には東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、第 1 期復興・創生期間後の復興を支える仕組み、組織及び財源について必要な法律上の手当てを盛り込んだ復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）が成立し、法においては、新たに復興推進計画や復興整備計画を作成し、当該計画に基づく特例措置を活用することのできる対象区域の重点化等のための一部改正がなされた。

令和 8 年度以降の復興特別区域制度については、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）において、「金融の特例については、原子力災害による影響を踏まえ、対象地域を重点化し、令和 8 年度以降も新規事業の認定を引き続き行う。」、「規制の特例や復興整備計画については、引き続き被災地のニーズに応じて対応していく。」、「復興特区税制の適用期限は、令和 7 年度末であり、この間に特例が活用されるよう、地方公共団体を通じて、積極的な周知を図る。」等とされたところである。

「東北の復興なくして、日本の再生はない。」との考えの下、令和 8 年度以降においても、これまでに培ってきた多様な主体との結び付きやノウハウをいかしつつ、復興の取組と地方創生施策との連携を始め、政府全体の施策を総合的に活用することで、コミュニティを再生し、もって、持続可能で活力ある地域を創り上げていくことが求められて

いる。こうした考え方も念頭に置き、国の総力を挙げて、復興特別区域制度を活用した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、令和8年度以降、復興推進計画又は復興整備計画を新たに作成できる地域での適切な法の運用に資するよう、法第3条第1項に基づき、政府が一体となって当該制度の推進に取り組むための基本的な方針として復興特別区域基本方針（以下「本方針」という。）を定めるものである。

なお、情勢の変化など必要に応じて本方針の改訂を行うものとする。

※ 本方針において「内閣総理大臣」とあるのは、特段の記述がない限り復興庁の長である内閣総理大臣を指す。

第1 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

東日本大震災は、これまでにない未曾有の被害を各地域にもたらしたものであり、その復興を加速させるためには、前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置を取ることが必要である。また、被災状況や復興の方向性が地域により様々であることから、地域の創意工夫をいかしたオーダーメイドの仕組みが必要である。あわせて、被災した地方公共団体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例をワンストップで総合的に適用する仕組みが必要である。

このような考え方に立ち、復興特別区域制度については、令和2年度までの間、震災により一定の被害を生じた区域である227市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）において、その全部又は一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が特例を活用するための以下の復興推進計画、復興整備計画又は復興交付金事業計画（改正法により廃止）の作成を行うことができることとし、各地域が自らの被災状況や復興の方向性に合致し、かつ、活用可能な特例を選び取る仕組みとした。また、必要に応じ、法施行後に必要となる特例を追加するため、地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経て新たな規制の特例等を追加・拡充することができる仕組みを導入した。「国と地方の協議会」は、復興庁、関係府省、地方公共団体等から構成され、新たな規制の特例等の整備を始めとする復興の円滑かつ迅速な推進について協議を行うこととされた。

復興特別区域制度はこれらの特長を備え、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献してきたところであるが、先述の経緯から、令和3年度以降における特例の対象区域について重点化することとなった。

復興推進計画又は復興整備計画を作成できる区域については、これまでの復興状況や事業の見込み等を踏まえ、復興の課題が引き続き集中している区域に重点化することとされ、以下の86市町村の区域（※1）となった。

なお、令和8年度以降も、復興推進計画又は復興整備計画を作成できる区域については、86市町村とするが、金融の特例については、原子力災害による影響を踏まえ、福島県浜通り地域等15市町村（※2）に限り、新規事業の認定を行うこととし、それ以外の地域は、令和7年度末までに認定を行った事業に限り、支援を継続する。

※1

●岩手県内（12市町村）

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町の区域

●宮城県内（15市町）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町の区域

●福島県内（59市町村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村の区域

※2

●福島県内（15市町村）

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村の地域

1 復興推進計画

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例等（以下「規制の特例等」という。）を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続の特例、雇用の創出等を強力に支援する利子補給金制度の適用を受けることができる。復興推進計画の作成等について協議するため、第2の5に示すところにより地方公共団体、事業実施主体、地域の関係者等を構成員とする「地域協議会」を組織することができる。地域協議会が組織されている場合は、復興推進計画の作成等にあたり、地域協議会において協議をすることが必要である。

2 復興整備計画

復興整備計画は、土地利用の再編を図りながら復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めることが必要な地域等において、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるために、市町村が単独又は県と共同して作成する計画であり、必要に応じ、公聴会、公告、縦覧や復興整備協議会での協議・同意を経て、当該計画を公表することにより、事業に必要な許可の特例が適用されるとともに、手続のワンストップ処理、被災地域の実態に即した事業制度が適用される。「復興整備協議会」は、被災関連市町村、県、許認可権者等から構成され、同協議会での協議・同意を経ることにより、必要となる許認可やゾーニングの変更等の手続を一括して処理することができる。

上記計画の作成や関連する事業の実施に当たっては、可能な限り、住民の意向を把握しながら合意を形成することが望ましく、その全部又は一部の区域が法第4条第1項の政令で定めるものである地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）における復興推進計画又は復興整備計画の作成に当たっては、必要に応じ、地域の実情を考慮した適切な方法で、住民の意向を把握し、意見を反映させるための必要な措置を講ずることが望ましい。

復興推進計画及び復興整備計画は、全て作成しなければならないものではなく、特定地方公共団体の状況に応じて、特定の特例を受けようとする場合に当該特例に必要な計画のみ作成することができ、その後、必要に応じて計画を改訂し、記載事項を拡充することや新たな計画を追加して作成することも可能である。

また、復興推進計画及び復興整備計画が一体のものとして作成され、まとまった計画として国に提出される場合であっても、当該計画の中の記載事項のどの部分が復興推進計画又は復興整備計画において記載を要する事項に該当するのかが明確になっている場合には、国は当該計画について認定等の対応を行うこととする。特定地方公共団体が作成する復興に係る計画の中に復興特別区域の計画に係る事項を記載した場合においても、当該計画の中の記載事項のどの部分が復興推進計画又は復興整備計画において記載を要する事項に該当するのかが明確になっている場合には、国は当該計画について認定等の対応を行うこととする。

加えて、復興推進計画又は復興整備計画（別途、食料供給等施設整備計画（法第24条関係）又は復興一体事業についての事業計画（法第57条関係）を作成する場合におけるこれらの計画を含む。）を作成して実施する事業について、事業を実施することを見込む土地の区域が複数の市町村の区域にわたる場合は、復興推進計画又は復興整備計画の作成に入る前段階で、該当市町村による一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項）を設け、同法第292条に規定するところにより、法の所要の規定を準用することが効率的と考えられる。

第2 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針

1 政府における推進体制

(1) 復興庁

復興特別区域制度は、復興庁（福島復興局を含む。以下同じ。）が中心となって関係行政機関と緊密に連携して施行し、被災地域の復興の円滑かつ迅速な推進を図る。

復興庁は、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のための施策を被災地域の立場に立って強力に推進するものとする。その際、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、事務の遂行に必要があると認める場合には勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができ、関係行政機関には、勧告について尊重義務があることに留意するものとする。

また、現地の相談や要望に適切に対応し、被災地域の地方公共団体に対する支援等を確実に行う。

さらに、縦割りを排除し、各府省の持つノウハウ、人材を総合的に活用して、迅速かつ円滑に復興を推進していくため、国の関係地方行政機関の職員等を復興庁の職員に併任する等の措置を講ずるものとする。

復興庁が実施する復興特別区域に関する具体的な事務は以下のとおりであるが、地方公共団体との関係においては、要望を一元的に受理し、責任を持ってワンストップで対応するものとする。

- ・復興推進計画及び復興整備計画の作成に関する支援及び助言
- ・地域の実情に応じた課題の把握、相談への対応
- ・復興推進計画の申請受付、内閣総理大臣による認定、利子補給金に係る指定金融機関の指定等
- ・復興整備計画に関して協議を行う復興整備協議会に、地方公共団体の要請に応じ、構成員として加わることにより、円滑かつ迅速に協議が進むための調整を実施する等フォローアップを行う。
- ・新たな特例に係る提案の受理
- ・「国と地方の協議会」の運営
- ・規制の特例等の追加・拡充に係る関係行政機関との協議・調整
- ・地域の復興に関する構想を復興特別区域制度活用に向け具体化するための支援
- ・復興に関する施策の企画・立案

(2) 復興庁と関係行政機関の連携

関係行政機関は、被災地域の復興の取組が実現するよう、復興庁と緊密な連携を図るものとし、国と地方の協議会での会議への参加等を通じて、当該地域からの提案の実現に向け最大限努力するものとする。

また、復興特別区域に係る計画作成手続において必要となる国としての関与を行う場合には、被災地域の円滑かつ迅速な復興の趣旨にのっとりスピード感を持って対応するものとする。

さらに、復興特別区域における復興の推進を図るため、関連する事業や施策が復

興特別区域において効果的に活用されるよう、積極的に情報提供を行うとともに、活用のための助言等を行うものとする。

(3) 地域の多様な主体との連携

被災地域の復興は、市町村のみならず、地域の住民、住民団体、農業者、漁業者、企業、商工団体、自営業者、NPO等の地域の多様な主体が協働して行うことが必要であり、復興庁は、被災地域、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地において国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換を行い、具体的な復興事業に結び付けていくことができる場などを柔軟に構成するなど、復興事業を迅速に推進できる十分な体制を構築するものとする。

2 新たな規制の特例等の提案の受付及び対応に関する基本方針

(1) 新たな規制の特例等の提案制度の概要

地域における創意工夫をいかして復興を推進していくため、法第11条に基づく申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は法第4条第9項の認定を受けた認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体等」という。）は、政府に対し新たな規制の特例等の提案をできることとしている。

政府は、当該認定地方公共団体等から提出された提案を受け、(5)に示すところにより、新たな規制の特例等の検討を行うこととなる。

(2) 新たな規制の特例等の提案の対象

提案の対象とする規制・制度については、復興のための取組に関係するものであれば、許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も対象とする。

(3) 新たな規制の特例等の提案受付

提案の受付や提案に向けた相談への対応は、復興庁において行うものとし、関係行政機関は必要な情報提供を行うものとする。

提案は、原則として通年で受け付けることとする。

(4) 新たな規制の特例等の提案の方法

認定地方公共団体等は、提案を行う場合には、提案内容等を記載した提案書を復興庁に提出するものとする。

提案書には、原則として、以下の事項を記載するものとする。

ア 提案団体名（認定申請を認定地方公共団体等と認定地方公共団体等以外の団体の共同により行う場合は、当該各団体の連名）

イ 提案内容

ウ 認定申請しようとする復興推進計画に係る取組との関係（認定地方公共団体等

からの提案の場合は、認定された復興推進計画に係る取組との関係)

なお、提案を踏まえた協議の円滑化を図るため、地域協議会が設置されている場合には、提案に際しては、地域協議会を通じ、提案内容について、関係主体の協議を経ていることが望ましい。その場合は、協議の結果を示す書類を提案書に添付するものとする。

また、復興特別区域制度による新たな規制の特例等の適用を受けて事業を実施しようとする者(民間企業、NPO、商工団体、個人事業主等の民間主体を含む。)は、認定地方公共団体等に対して、提案の要請を行うことができることとされている。この場合、提案を受けた認定地方公共団体等は、当該提案に係る新たな規制の特例等の適用を受けて実施する事業の被災地域復興における当該提案の内容等について検討を行った上で、提案を行うか否かを判断することとする。

この他、詳細な提案書の記載方法その他の提案に係る手続の手引については、復興庁のウェブサイト等において公開する。

(5) 新たな規制の特例等の提案を受けた政府の対応

認定地方公共団体等から提出され、復興推進計画の区域において推進しようとする取組に必要な新たな規制の特例等の提案については、国と地方の協議会が組織されている場合は、当該協議会における協議の議題とするものとする。

協議会の議題の設定、出席者の選定、出席者への検討の要請等について、復興庁が被災地域の立場に立って当該地域の要望を尊重した運営を行う。協議を行うに当たっては、国は被災地域の立場に立って当該地域の復興の円滑かつ迅速な推進が図られるよう配慮して真摯に対応するものとする。

なお、条例で法令の特例を創設する提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係行政機関はこのことを十分踏まえるとともに、復興特別区域制度の趣旨及び目的並びに地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮して協議を行うものとする。

さらに、政令又は復興庁令・主務省令により規定された規制(認定地方公共団体等の事務に関するものに限る。)に係る事業であって復興推進計画の区域内において実施されるものについて条例で規制の特例を適用するための政省令を定めようとする場合には、当該政省令の案について、当該特例の創設を提案した認定地方公共団体等に協議を行うものとする。

(6) 復興特別意見書の提出

法第11条第8項により、認定地方公共団体等は新たな規制の特例等復興の円滑かつ迅速な推進に関する措置について国会に対して意見書を提出することができる。この制度は、被災地域の創意工夫に基づく提案の実現のために創設されたものであり、この趣旨を踏まえて、認定地方公共団体等において、本制度を活用することが期待される。

3 地方公共団体に対する支援

地方公共団体が自主的かつ主体的な復興のための取組を着実に実施することができるよう、国は、法第10条等の趣旨も踏まえ、復興庁の主導の下、関係行政機関が連携して、地方公共団体に対し以下のような多様な支援を実施していくものとする。

- ・復興庁及び関係行政機関は、地方公共団体による復興推進計画及び復興整備計画の作成及び関連事業の実施が円滑かつ迅速に行われるよう、計画作成に必要なデータ収集を含め、必要な助言・支援を行うものとする。このため、復興特別区域制度活用のためのガイドライン、技術指針等を作成し、公表するほか、説明会を開催するものとする。
- ・被災地域の地方公共団体が行う復興に係る計画の策定及び実施に対する助言や被災地域の地方公共団体のニーズへの対応等を実現するため、復興庁の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しい人材を確保するものとする。また、地方公共団体職員、定年退職者や民間からの人材も活用するものとする。
- ・復興庁及び関係行政機関は、地方公共団体に対し、各府省が有する復興に係る各種支援スキームや地方公共団体における優良な事例に関する情報を適時提供していくものとする。
- ・被災地域の復興の取組のボトルネックを解決し、迅速かつ円滑な復興を図る上で必要となる新たな特例の提案に関しては、地方公共団体からの要請に応じ、復興庁が中心となって、的確な提案が行われるよう情報提供、助言等を行うものとする。
- ・法第1条の目的及び法第3章に規定する規制の特例の趣旨に鑑み、法に規定されていないものであっても、特例を講ずることにより事務手続が簡素化され、特定地方公共団体にとって有益であると判断されるものについては、速やかに法的措置を講ずるものとする。
- ・被災により行政機能がまだ十分に回復していない地方公共団体があることに鑑み、地方公共団体に対しては、当該地方公共団体の求めに応じ、人的な支援を行うものとする。
- ・復興庁及び関係行政機関の長は、復興特別区域に係る計画作成手続において必要となる国としての関与及び復興特別区域に関連する事業等に必要な国が行う許可等を行うに当たっては、復興の取組が円滑かつ迅速に実施されるよう配慮するものとする。
- ・復興に関連する国が行う直轄事業等の実施に当たっては、復興庁が所要の調整を行い、関係地方公共団体、復興庁及び関係行政機関が緊密な連携を図ることにより、被災地域の復興に対してより効果的な事業として実施されるとともに、より迅速に事業が実施され、その効果が被災地域の復興に寄与するよう配慮するものとする。

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

(1) 国と地方の協議会の概要

地域における創意工夫をいかして行われる復興に向けた取組の推進を図るため、復興特別区域制度では、法第12条第1項に基づき、県の区域ごとに、国と地方の

協議会を組織することとしている。国と地方の協議会は、2（5）に記載のとおり、復興特別区域において実施される復興のための取組に必要な新たな規制・手続の特例の整備その他の復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進について、認定地方公共団体等からの提案に基づき協議を行うものである。協議会の運営については、協議会で定めることとしており、必要に応じて地域やテーマ、プロジェクト別の分科会等を設置することが可能である。

協議会は、協議をすべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織するものとするが、関係行政機関及び認定地方公共団体等に加え、必要に応じ、当該復興特別区域における事業の実施主体等を構成員とすることができる。協議会の庶務については、復興庁が処理する。

国と地方の協議会においては、関係行政機関、特定地方公共団体と地域の実施主体等が復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、被災地域の立場に立って、当該地域における復興の円滑かつ迅速な推進に向けた措置を真摯に検討するものとする。

構成員である関係行政機関は、新たな規制の特例等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例等の一層の充実・強化を図るものとする。特に規制の特例に係る提案については、地域の提案に対して、関係府省は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、提案に対し新たな措置を講ずる必要がないと認めるときに行う通知においては、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとし、かつ、国と地方の協議会の経過及び内容についての国会報告の際、当該資料を国会に提出するとともに、インターネットで公表するものとする。

また、国と地方の協議会においては、国は地方公共団体に対する助言、支援の提示等を行う。

これらを通じて、今後の復興特別区域における施策が復興の円滑かつ迅速な推進に向け進化・充実していくことが期待される。

（2）国と地方の協議会の構成員

国と地方の協議会は、法第12条第1項に基づき、以下により構成される。

ア 内閣総理大臣

イ 内閣総理大臣の指定する国務大臣

ウ 認定地方公共団体等の長

これらに加え、それぞれ同条第4項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

エ 認定地方公共団体等以外の地方公共団体の長

オ その他の執行機関

カ 県内の地域協議会を代表する者（複数ある場合には、それぞれの地域協議会を代表する者）

キ 復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

ク その他復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者

なお、イの国務大臣を指定するに当たっては、当該国と地方の協議会の協議する事項に関連する単独又は複数の大臣を指定するものとする。

また、協議を進める中で、当初想定していた以外の大臣を構成員とすることが望ましいことが明らかとなった場合には、速やかに当該大臣を追加指定するものとする。

(3) 国と地方の協議会の協議を行うための会議

国と地方の協議会における協議は、法第12条第5項に基づき、(2)に記載する国と地方の協議会の構成員又は以下の者により構成する会議(以下(4)及び(6)において「会議」という。)において行うものとする。ただし、エからクまでについては、対応する者が当該国と地方の協議会の構成員となっている場合に限る。

ア 内閣総理大臣の指名する者

イ 内閣総理大臣の指定する国務大臣の指名する者

ウ 認定地方公共団体等の長の指名する者

エ 認定地方公共団体等以外の地方公共団体の長の指名する者

オ その他の執行機関の指名する者

カ 県内の地域協議会を代表する者の指名する者

キ 復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者の指名する者

ク その他復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者の指名する者

(4) 会議における協議の進め方

会議の運営に当たっては、効率的かつ効果的な運営を図るものとし、関係各部署間の情報共有が確実になされることを前提として、協議事項ごとに分割した会議の開催による個々の会議の出席者及び人数の合理化や、オンラインでの会議開催、書面による会議開催など、ICT等も活用した迅速な意思決定体制を整えることが望ましい。

会議の構成員は、速やかに協議が調うよう努めるものとする。また、協議の結果については文書として取りまとめることとし、構成員は、法第12条第8項に基づき、これを尊重しなければならない。

また、地域における会議への対応の準備等については、地域の要望に応じ、復興庁が支援を行うものとする。

(5) 協議結果に係る国の対応

国の関係行政機関の長は、法律の改正が必要となった場合には、原則として、直近の国会に所要の法案を提案するものとし、政省令等の改正が必要となった場合には、直ちに改正するものとする。

(6) 国会への報告

復興庁は、法第 12 条第 10 項に基づき、会議における協議の経過及び内容を適時に適切な方法で国会に報告するが、被災地域からの新たな特例の提案について、国の関係行政機関が一定の措置を講じないとの対応方針を決定した場合には、遅滞なく当該方針と協議経過の概要を文書で報告するものとする。

5 地域協議会に関する基本的な事項

(1) 地域協議会の目的

復興特別区域制度を活用する事業の多くは、地方公共団体を始め複数の主体が連携して行うものとなる。復興の円滑かつ迅速な推進につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である各主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが望ましい。

このため、地域協議会は、復興のための具体的な取組を地域全体として円滑に推進するため、地方公共団体、地域の関係者、事業実施主体が一堂に会する等の方法で、復興の取組の円滑化のための意見の集約、合意形成等を行うことを目的として、地方公共団体が組織することができる協議会として位置付けられている。

地域協議会の設置は基本的に任意であるが、①復興推進計画の認定申請をしようとする地方公共団体が新たな規制の特例等に関する提案をする場合（法第 11 条第 1 項）、②食料供給等施設の整備に係る農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等の特例を活用する場合（法第 23 条）、③復興特区支援利子補給金の支給を受ける場合（法第 44 条第 1 項）には、地域協議会の設置が必要であることに留意すべきである。

地域協議会が組織された場合には、次のような事項について協議を行うこととなる。

- ア 復興推進計画の作成・変更
- イ 新たな規制の特例等の提案
- ウ 国と地方の協議会における協議への対応
- エ 復興推進計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関の間の調整等

(2) 地域協議会の構成員

地域協議会の構成員は、法第 13 条第 2 項に基づき、以下により構成される。

- ア 特定地方公共団体
 - イ 復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- これに加え、それぞれ同条第 3 項に基づき、以下の構成員を加えることができる。
- ウ 復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - エ その他当該地方公共団体が必要と認める者

なお、ウの「復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者」としては、特定地方公共団体が実施主体として実施する復興推進事業に密接に関連する民間実施主体や、復興推進事業に密接に関連する地域の経済団体、金融機関、地域で活動する NPO、地域住民の代表者などを想定している。また、思い切った規制の特例等の実現やそれを活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体につ

いても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体についても、地域協議会を構成する一員となっていることが望ましい。

(3) 地域協議会における協議の進め方

地域協議会における協議の進め方については、法第13条第11項に基づき、地域協議会が定めることとする。例えば、必要に応じ、特定の区域やテーマ、プロジェクトのみを対象とした協議会を設置することも可能である。

地域協議会の運営に際しては、形式的に協議会を開催するのではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要である。このため、関係各部署間の確実な情報共有がなされていることを前提として、柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましく、オンラインでの会議開催など、ICTを活用した迅速な意思決定体制等が推奨される。また同様に、関係各部署間の確実な情報共有がなされていることを前提として、書面による会議開催も否定されるものではない。

地域協議会における協議を行うための会議において協議が整った事項については、法第13条第10項に基づき、構成員はその結果を尊重しなければならない。

(4) 地域協議会の設置に係る要請

地域の創意工夫をいかした復興を進めていくためには、民間の知恵や活力を取り入れることが重要であることから、法第13条第5項に基づき、復興推進事業を実施しようとする者又は当該区域における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者は、法第13条第5項の規定に基づき、特定地方公共団体に対して地域協議会を組織するよう要請することができることとし、同条第6項に基づき、地方公共団体は原則としてこれに応じなければならないこととしている。

一方、地域協議会の設置が認定地方公共団体等にとって過重な負担となることのないよう、正当な理由がある場合には、設置しなくてよいこととしている。この場合の正当な理由としては、例えば、①既に複数のプロジェクトに取り組んでいること等から認定地方公共団体等に新たな提案を受け付ける余裕がない場合、②民間からの提案が検討するに足るだけの熟度に達していない場合等が挙げられる。

第3 復興推進計画の認定に関する基本的な事項

1 復興推進計画の認定に関する基本方針

(1) 復興推進計画に関する基本的事項

復興推進計画は、計画に定める区域において、規制の特例等のうち、

ア 法第2条第4項の規制の特例

イ 法第44条に基づく利子補給金（以下「復興特区支援利子補給金」という。）の支給

ウ 法第 45 条に基づく財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を実際に適用し、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要な事項を示すものである。

(2) 認定申請の主体及び手続

復興推進計画の認定申請は、法第 4 条第 1 項に基づき、当該復興推進計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む特定地方公共団体が行う。ただし、第 4 又は別表において、個別の規制の特例等ごとの認定に係る要件として、認定申請の主体等について特別の定めがある場合はこの限りでない。

認定申請に当たっては、法第 4 条第 1 項及び第 7 項並びに東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号。以下「施行規則」という。）第 4 条に基づく認定申請書として、(3) に示す事項を記載した復興推進計画の案を作成し、以下の資料を添付するものとする。

ア 法第 4 条第 3 項に基づき聴取した関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

イ 法第 4 条第 4 項に基づく提案を踏まえた認定申請である場合は、当該提案の概要

ウ 法第 4 条第 6 項に基づき行った地域協議会における協議の概要

なお、認定申請書及び添付資料に係る詳細な記載方法の手引については、復興推進計画の詳細な記載方法に関することも含め、復興庁のウェブサイト上において公開する。

(3) 復興推進計画の記載事項及び留意事項

ア 法第 4 条に基づき、復興推進計画には、以下の事項を記載するものとする。なお、(ク)については、任意記載事項である。

(ア) 復興推進計画の区域

(イ) 復興推進計画の目標

(ウ) (イ) の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(エ) 復興産業集積区域の区域、復興居住区域の区域又は復興特定区域の区域（これらの区域を定めた場合に限り。）

(オ) (ア) の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの法第 3 章第 2 節の規定による特別の措置の内容

(カ) (エ) の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの法第 3 章第 2 節の規定による特別の措置の内容（(エ) の区域を定めた場合に限り。）

(キ) 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

- (ク) (オ) の復興推進事業に関する事項その他当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項
- イ アの (オ) 及び (カ) の復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項については、計画作成時点において見込んでいるものを記載することで足りるものとする。
- ウ アの (エ) の区域については、以下の事項にのっとり定めるものとする。
- (ア) 区域は、無限定に拡大するのではなく、目標達成のための取組・事業を最も効果的かつ効率的に実施できるように定めること。
- (イ) 地番等又は縮尺 2,500 分の 1 以上の地図等を用いて定めるとともに、参考として概括図を添付すること。
- エ 復興産業集積区域については、以下の事項にのっとり定めるものとする。
- (ア) 産業集積の形成及び活性化の推進に当たり、自然的、経済的、社会的条件からみて一体である地域をもって定めること。
- (イ) 強みとなる地域特性や地域資源の存在状況等の地域の実情を踏まえるものとし、弾力的に定めることができること。このため、既存の工業団地や工業地域その他の用途地域等の区域に限定されるものではなく、円滑な事業展開が行えるよう配慮すること。
- (ウ) 各種土地利用に関する計画又は方針との整合性を図り、住宅地及び住宅用地等の産業集積の形成及び活性化の推進に適さない区域を除外する等実態に応じた区域を定めるとともに、都市機能の無秩序な拡大を招かないよう十分配慮し、自然環境保全上重要な地域へ十分配慮すること。
- オ 復興居住区域については、以下の事項にのっとり定めるものとする。
- (ア) 住民の意向や今後の住宅整備の方向性等の地域の実情を踏まえ、弾力的に定めることができること。このため、既存の住宅地や住宅に係る用途地域等の区域に限定されるものではないこと。
- (イ) 各種土地利用に関する計画又は方針との整合性を図り、工業地区、災害による被害を受ける危険性が高い区域等の住宅地としての利用に適さない区域を除外する等実態に応じた区域を定めるとともに、都市機能の無秩序な拡大を招かないよう十分配慮し、自然環境保全上重要な地域へ十分配慮すること。
- カ 復興特定区域については、各種土地利用に関する計画又は方針との整合性を図り、実態に応じて弾力的に区域を定めるとともに、自然環境保全上重要な地域へ十分配慮するものとする。
- キ アの (カ) については、(オ) のうち、(エ) の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業に係るものを再掲することとし、複数の区域を設けている場合には、それぞれの区域ごとに記載するものとする。
- ク 復興推進事業に適用する規制の特例等の認定の要件として定められた事項がある場合は、要件に該当する内容を計画に記載するものとする。
- なお、各特例の適用に必要な記載事項については、第 4 に記述されている。
- ケ 国と地方の協議会における協議を通じ、個別の規制の特例等の適用を想定する

区域を設定することとなっている場合には、該当する規制の特例等に関し、当該措置の適用を想定している区域に限定して適用する旨を明記することとする。

コアの（イ）の目標の達成のために必要な事業であって、復興推進事業以外のもの（以下「一般復興事業」という。）についても、必要に応じ、その内容及び実施主体を、（ク）の中に記載することが望ましい。

（４）関係地方公共団体等の意見聴取等

法第４条第３項に基づき、認定申請に当たっては、関係地方公共団体及び当該復興推進計画に記載された復興推進事業の実施主体の意見を聴くこととしている。

この場合、当該地方公共団体又は実施主体が地域協議会の構成員であり、本復興推進計画に係る協議に参画しているとき、当該協議におけるそれらの者の意見をもって、法第４条第３項に基づく意見とみなし、当該協議の結果の添付をもって、当該意見を添付したものとみなすことができるものとする。ただし、第４又は別表において、個別の規制の特例等ごとの認定に係る要件として、当該措置に関連する特定の事項について意見を聴くこと等の特定の手續が定められている場合はこの限りではない。

どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、計画を作成しようとする地方公共団体の判断によるものとする。ただし、第４又は別表において、個別の規制の特例等ごとの認定に係る要件として、特定の地方公共団体の意見を聴くこと等の特定の手續が定められている場合はこの限りではない。

また、実施主体の意見聴取については、予定されている実施主体がある場合には、当該実施主体の意見を聴くものとし、実施主体が未定である場合には、実施主体の意見聴取は不要とする。

地域協議会が組織されているときは、法第４条第６項に基づき、認定申請に当たっては、復興推進計画に定める当該地域協議会に関連する事項について地域協議会における協議が必要である。ただし、第４又は別表において、個別の規制の特例等ごとの認定に係る要件として、地域協議会における協議に係る特定の手續が定められている場合はこの限りではない。

（５）実施主体等による提案

復興推進計画の区域において、復興推進事業を実施しようとする者又は当該区域における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、特定地方公共団体に対して、法第４条第４項に基づき、申請の提案をすることができる。

申請の提案をする際は、原則として、申請書の案を作成して行うものとする。また、規制の特例等の提案の要請を同時に行う場合は、当該申請書の案に、当該措置に係る要請書を添付し、行うこととする。

特定地方公共団体が申請の提案を受けた場合は、法第４条第５項に基づき、申請の可否について、遅滞なく、提案者に通知しなければならない。また、申請をしな

いこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(6) 復興推進計画の認定基準

法第4条第9項各号に定める基準について、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ア 復興特別区域基本方針に適合するものであること（第1号基準）
 - 本方針のうち、以下に示す事項にのっとっていることをもって判断する。
 - (ア) 個別の規制の特例等の実施に係る要件、手続が満たされており、かつ、留意事項に反していないこと。
 - (イ) 地域協議会が設置されている場合には、当該協議会における協議結果と整合していること。
 - (ウ) 国と地方の協議会の会議で協議が整った事項の中に申請する復興推進計画に係る事項が含まれている場合には、当該事項と整合していること。
 - (エ) 記載事項に漏れや矛盾がないこと。
- イ 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められること（第2号基準）
 - 復興推進計画に記載された目標を達成するために必要な事業が復興推進事業又は一般復興事業として記載されていること、及び、計画に記載されている「当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明」が一定の合理性を有すると認められることをもって判断する。
 - なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている計画については、認定しないものとする。
- ウ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）
 - 復興推進計画に記載されている事業について、復興推進計画が認定された場合に、事業が具体化されていること又は具体化される見込みがあること等をもって判断する。

(7) 関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、特定地方公共団体から申請のあった復興推進計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき、復興推進計画に記載された個別の規制の特例等について関係行政機関の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

法第3章第2節の規定による規制の特例については、関係行政機関の長は、復興推進計画に記載された特例の内容が別表に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表に則して定められる法令に適合している場合には、同意するものとする。

その他の法第3章第2節の規定による措置（1の（1）イ及びウの措置）につい

ては、関係行政機関の長は、それぞれの措置ごとに第4に定める同意の条件に適合していれば、第4に定める各措置の内容及び各措置に関する法令に反する場合を除き、同意するものとする。

なお、関係行政機関の長が不同意と回答する場合には、復興推進計画に記載された規制の特例等について、どの部分が同意のための要件を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとし、また、あらかじめ内閣総理大臣に不同意の旨を申し出るものとする。関係行政機関の長から、あらかじめの申出があった場合、内閣総理大臣は当該復興推進計画の認定又は認定しない旨の決定を行う前に、認定申請を行った特定地方公共団体及び関係行政機関に事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

(8) 認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

特定地方公共団体が作成した復興推進計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても復興推進計画に記載された規制の特例等の一部について関係行政機関の長が最終的に同意せず、申請された復興推進計画の一部について認定を行った場合においては、その理由を当該特定地方公共団体に速やかに通知するものとする。

2 その他復興推進計画に関する基本的な事項

(1) 協議途上の特例の取扱い及び復興推進計画の変更

特定地方公共団体が提案し、当該復興推進計画に係る国と地方の協議会において協議されている規制の特例等のうち、一部の措置について協議が整い、特例として整備された場合においては、特定地方公共団体は、整備された一部の措置のみに係る復興推進計画を作成し、認定申請を行うことができるものとする。

この場合、当該国と地方の協議会における協議が進展し、これを踏まえて新たな特例が整備され、当該特例を活用しようとする際には、法第6条に基づき、復興推進計画の変更を随時行うこととする。

(2) 規制の特例等がなくなる場合の対応

規制の特例等が本則化（全国展開）されるか、廃止される場合、規制の特例の対象となる規制が存在しなくなる場合等、規制の特例等がなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア 規制の特例等が適用されなくなることが予定される場合には、関係行政機関は復興庁に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、復興庁は速やかにその旨をウェブサイト上において公開するものとする。

イ 規制の特例等がなくなることに伴い、復興推進計画の変更が必要となる場合には、対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、復興庁はあらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

(3) 市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、復興推進計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合には、原則として当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には、変更の申請を要しない。

第4 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

1 復興推進計画に係る特例

(1) 復興特別区域における規制の特例

ア 復興特別区域において講ずる規制の特例

復興推進計画の認定により活用することができる規制の特例は、別表に示すとおりである。

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制の特例については、国と地方の協議会における協議が調った事項を踏まえ、別表を改訂し、必要な法令の制定等を行うものとする。

別表には、復興特別区域において講ずることとした規制の特例の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例に伴い必要となる手続等を定める。

復興庁は、別表に掲げられた規制の特例を定める法令の案を作成するに当たっては、別表に則して作成するとともに、当該規制を所管する関係行政機関と所要の調整を行うものとする。法改正が必要な規制の特例については、東日本大震災復興特別区域法の一部改正案として、原則として直近の国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制の特例については、それぞれ東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）の一部改正又は復興庁令・主務省令の新規制定・一部改正を行うこととし、できる限り早い時期に当該政令等を公布・施行するものとする。

関係行政機関は、別表に定める事項及びこれに則して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする。

なお、今後被災地域からの提案や要望を踏まえた国と地方の協議会における協議や関係行政機関の政策判断により全国的に適用される特例等を導入する場合にあっては、例えば、当該特例の適用に必要な国の認定等に係る事項を復興推進計画に定めれば、当該特例が適用されることとする等、可能な限り被災地域がワンストップで対応できる仕組みにするものとする。

イ 拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例

国と地方の協議会における協議の進展や復興の取組の進捗状況により、規制の特例の拡充、是正又は廃止を行うとしたものについては、別表を改訂し、必要な

法令の改正等を行うものとする。

また、規制の特例の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、復興庁は、必要に応じて、規制を所管する関係行政機関とともに、当該特例が記載されている復興推進計画の作成地方公共団体にその旨を通知し、所要の対応を行うものとする。

また、改訂された別表に掲げられた規制の特例を定める法令の改正案を作成するに当たっては、上記アに準じて対応するものとする。

(2) 復興特別区域における金融上の特例

ア 復興特区支援利子補給金の支給

(ア) 復興特区支援利子補給金の概要

法第44条第1項により、政府は、認定復興推進計画に記載された事業（施行規則第2条に定める事業に限る。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と復興特区支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、復興特区支援利子補給金を支給することとする。

復興特区支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関は、利子を軽減した貸付けを行うものとする。

指定金融機関の指定は、地域協議会の構成員である施行規則第3条に定める金融機関であり、施行規則第20条に定める要件に適合するものを指定するものとする。

指定金融機関との利子補給契約書の締結は、別に定める交付要綱により、指定金融機関から当該事業を実施する単独の事業者への融資合計額が3億円以上である等の事業内容を確認した上で行うものとする。

復興特区支援利子補給金の支給期間は、認定復興推進計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

なお、指定金融機関による当該必要な資金の貸付けに係る審査については、各指定金融機関の審査の基準に基づくものであり、当該指定金融機関が構成員となっている地域協議会による影響を受けるものではない。

(イ) 復興推進計画の記載事項

復興特区支援利子補給金を活用しようとする場合には、活用しようとする復興推進事業ごとに、復興推進計画に以下の事項を記載することが必要である。

A 復興推進事業（復興特区支援貸付事業に限る。）の内容

B 貸付けの対象となる事業が、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

C 施行規則第2条に規定する該当事業種別

D 復興特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

なお、Bの「復興推進計画の目標を達成する上で中核となるもの」としては、他の事業に比較して計画の目標達成への寄与度が高いものを想定している。

毎年度の復興特区支援利子補給金に係る復興推進計画の認定申請がなされる前に、地域の復興の進捗状況等に応じて、計画に記載された事業が備えるべき基準等を明らかにする。

(ウ) 復興推進計画の同意条件

復興特区支援利子補給金に係る復興推進計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

- A 復興推進事業（復興特区支援貸付事業に限る。）が、施行規則第2条に規定する事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものを行うのに必要な資金を貸し付ける事業に該当すること
- B 復興特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が、施行規則第3条に規定する金融機関であること
- C 復興特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が、当該認定復興推進計画に係る地域協議会の構成員となっていること

(3) その他の特例

ア 補助金等交付財産の転用手続の特例

(ア) 補助金等交付財産の転用手続の特例の概要

震災からの復興に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用することなどにより行う事業を復興推進計画に位置付け、当該計画の認定を受けた場合においては、当該認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。これにより、別途同条の承認の手続を重複して行う必要がなくなるものである。

(イ) 復興推進計画の記載事項

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る事業を行おうとする場合には、復興推進計画に以下の事項を記載することが必要である。

- A 事業の内容
- B 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称
- C 上記Bに係る補助金等交付財産の現状
- D 転用の必要性
- E 転用に係る事業の実施主体

- F 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）
- G 転用後の施設の目的
- H その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

(ウ) 復興推進計画の同意条件

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る復興推進計画の認定に当たって必要となる補助金等所管府省の同意の判断については、補助金等所管府省は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第 22 条における承認の基準に照らして行うものとする。

なお、補助金等所管府省は、補助目的の達成や補助金等交付財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

2 復興整備計画に係る特例

(1) 復興整備計画の作成等

ア 復興整備計画の基本的な考え方

東日本大震災の被災地域においては、津波による浸水を始めとして、地盤の液状化や崩落等も含め、広範囲にわたって市街地・農地に甚大な被害が発生している。また、地域によっては、山間部が多く平地が少ないという地理的特性から、現地での再建が困難であるような場合も想定され、こうした場合には、周辺の農地や森林等を含め、土地利用の再編を図りながら、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていくことも必要となる。このような状況下で復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくためには、市町村が、一つの計画の下で、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農地法等の個別法による許認可、ゾーニング等の各種手続を一括して迅速に処理するとともに、市街地と農地の一体的な交換・整備や集落単位での住居の集団移転等、被災地域の実態に即した事業を展開していくことが不可欠である。

復興整備計画はこうしたニーズに応えるために新たに創設する制度であり、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていくために必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象に、許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理、これら許可に係る基準の緩和、宅地と農地の一体的な交換・整備のための新たな事業手法の活用等、事業の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な各種の特例を講ずるものである。

イ 復興整備計画の作成主体

復興整備計画は、被災地域の復興に向けたまちづくり・地域づくりのための計画として地域の様々な意見を考慮して作成するものである。そのため、住民に最も身近な地方公共団体であり、かつ、まちづくり・地域づくりの中心的な担い手となる市町村において作成することが基本となるが、当該市町村の被災

の状況等により単独で作成することが困難な場合等には、当該市町村が県と共同して作成することも可能である。

なお、復興整備計画を作成することができる市町村は、法第46条第1項第1号から第4号までの地域を含む市町村であるが、各地域の考え方は次のとおりである。

(ア) 第1号地域

津波による被害によって土地利用の状況が大きく変化しており、復興に当たって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域（津波浸水地域）又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

(イ) 第2号地域

原子力発電所の事故の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされており、復興に当たって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

(ウ) 第3号地域

上記の二地域とは地理的には離れているが、自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、これら二地域の住民の生活再建のための事業を実施する必要がある地域。なお、施行規則第25条第2項の規定により、第3号地域に該当する地域をその区域とする市町村は、第1号地域又は第2号地域をその区域とする市町村からの要請を受けることが必要となる。

(エ) 第4号地域

上記の三地域のほか、地盤の液状化や崩落を始めとする各種被害からの市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要がある地域

ウ 復興整備計画の記載事項

復興整備計画の基本的記載事項は、以下のとおりである。これらに加え、特例を受ける場合には、必要に応じて、記載事項を追加することとなる。

なお、より詳細な記載事項や記載方法等については、復興庁のウェブサイト等において公開する。

(ア) 復興整備計画の区域

復興整備計画の計画区域は、各市町村の被災の状況や復興の考え方に応じて定めるものとする。現に復興整備事業を実施することとしている区域に限らず、将来的に復興整備事業を実施することが想定される区域まで含むことも可能である。

(イ) 復興整備計画の目標

復興整備計画の目標には、復興整備事業の実施によって実現しようとする地域の整備の目標として、災害に強い地域づくりの考え方等を記載する。

なお、令和3年度以降に実施しようとする事業を記載することとした場合においては、各市町村における、東日本大震災からの復興に関する計画に当該事業が明確に位置付けられているなど、地域づくりの方向性と個別事業との関係

がより具体的に把握できるよう、適切に取り扱うものとする。

(ウ) 土地利用方針

土地利用方針には、復興整備計画の計画区域内における土地利用に係る基本的な方針を示すものとして、計画区域内での復興に向けたまちづくり・地域づくりの全般的な考え方、これに沿った住宅地・農地等の別の土地の用途の概要、復興整備事業の実施区域等を縮尺 1/25,000 の地形図等を活用して記載する。

(エ) 復興整備事業に関する事項

復興整備事業に関する事項には、復興整備事業の名称、実施主体、実施区域、実施予定期間等を記載する。復興整備事業の実施主体は、復興整備計画の作成主体である市町村又は県が基本となるが、その同意を得てそれ以外の者を記載することも可能である。

(オ) 復興整備計画の期間

復興整備計画の期間には、復興整備計画に記載された復興整備事業の実施に要すると見込まれる期間を記載する。

エ 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成・実施していくためには、幅広い関係者の意見を集約し、計画に反映するための仕組みが必要である。また、復興整備計画を活用して個別法の手続（許認可、ゾーニング、事業計画等）をワンストップで処理するためには、当該手続に係る関係者が一堂に会し、実質的な調整を行うための場を設けることが必要である。このため、復興整備計画の作成主体となる市町村又は県は、復興整備協議会を組織することができることとしている。

なお、復興庁は地方公共団体の要請に応じ、構成員として加わることにより円滑かつ迅速に協議が進むための調整を実施するなど、復興整備協議会について適切にフォローアップを行うものとする。

(ア) 復興整備協議会の構成員

復興整備協議会を組織する場合の構成員については、以下に掲げる A 及び B を必須とするが、C 及び D についても加えることが望ましい。

- A 復興整備計画の策定主体となる市町村長
- B 共同作成主体となる場合も含め、密接な関係者である県知事
- C 計画の作成・実施に関して意見聴取等を行うため、国の関係行政機関の長、復興整備事業の実施主体、学識経験者、住民の代表等
- D 各種の個別法の手続をワンストップで処理するため、許可やゾーニング変更時の協議先の関係行政機関の長や施設管理者等

(イ) 復興整備協議会の運営

復興整備協議会の運営については、協議会において必要な事項を定めることとしているが、

- ・法定されている協議会の構成員が会議に参加することが困難な場合には、

代理の者が対応する

- ・協議会は、復興整備計画の作成・実施に関して幅広く意見の集約等を行う場合と個別法の手続をワンストップで処理するための協議を行う場合があるため、必要に応じて協議事項別に分科会等を設置することができる
- ・個別法の手続をワンストップで処理する場合であって、当該手続の関係者として協議会の構成員となるべき者が多数に及ぶことが想定されるようなときは、代理参加や参加可能な範囲で機動的に会議を開催するといった対応のほか、協議会によらずに個別に手続を処理するという選択肢も含めて、柔軟に対応する
- ・日程の確保における制約等の観点から、関係各部署間の確実な情報共有がなされていることを前提に、オンラインでの会議開催、書面による会議開催等の選択肢も必要に応じ、検討する

など、柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましい。

協議会の構成員のうち、個別法の手続をワンストップで処理する場合における当該手続の関係者である構成員においては、当該手続に係る協議・同意等を行うに当たって、復興整備計画の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

なお、許認可手続をワンストップで処理する際の許認可権者の同意等については、会議における協議の場において当該許認可権者の同意等を得ることによって、別途の手続を経ることなく、許認可等があったものとみなすといった円滑な運営が図られることが望ましい。

オ その他復興整備計画制度の運用に当たっての留意事項

以上に加えて、復興整備計画の作成等に関連して留意する必要がある事項としては、主に以下のとおりである。なお、より詳細な計画の作成手続や協議会の運営方法等については、復興庁のウェブサイト等において公開する。

(ア) 住民からの意見聴取

復興整備計画の実効性を確保していくためには、計画作成の段階から、地域住民の意向を十分に反映させることが必要不可欠である。このため、復興整備計画を作成する場合には、あらかじめ、公聴会や説明会の開催、アンケートやパブリックコメントの実施等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしている。また、復興整備協議会の構成員として、地域の実情に応じて、地域住民の意見を反映させるために必要な者を加えることも可能であり、こうした措置を通じて、地域住民の意見が十分に反映された復興整備計画が作成されることが望ましい。

(イ) 国による支援・配慮

市町村等が復興整備計画を作成するに際しては、その円滑かつ迅速な作成を可能とするため、国としても、担当職員を配置し、市町村等からの問い合わせや調整にワンストップで対応するとともに、民間の活用方策や復興まち

づくりのための専門家の派遣支援など必要な支援を行っていくものとする。

また、上記ウ（エ）のとおり、復興整備計画には、その同意を得て国の直轄事業を復興整備事業として記載することも可能であり、市町村等においてそのような意向がある場合には、国としても適切な配慮をするものとする。

これらの他、国においては、各市町村等の実情や要望を踏まえ、復興整備計画の作成・実施について適切な支援・配慮を行っていくものとする。

（２）各種の復興整備事業の特例

ア 個別法の各種手続のワンストップ処理

復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくため、復興整備事業の実施に必要な又は関連する以下の法定手続について、関係者が一堂に会した復興整備協議会における協議を活用することで、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続によることなく、ゾーニングの変更や許認可等がなされたものとみなす。

（ア）ゾーニングの変更等

個別法において市町村又は県が行うこととされている以下のゾーニングの変更等について、ワンストップ処理の対象とすることができる。ただし、個別法において県が変更等を行うこととされているゾーニングについては、市町村と県が共同して復興整備計画を作成する場合に限り、ワンストップ処理の対象とすることができる。

- ・土地利用基本計画の変更（国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号））
- ・都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法）
- ・都市計画の決定又は変更（都市計画法）
- ・農業振興地域の変更（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号））
- ・農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）
- ・地域森林計画区域の変更（森林法（昭和 26 年法律第 249 号））
- ・保安林の指定又は解除（森林法）
- ・漁港区域の指定、変更又は指定の取消し（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号））

（イ）許認可

以下の許認可について、ワンストップ処理の対象とすることができる。

- ・農地転用の許可（農地法）
- ・都市計画区域における開発行為等の許可（都市計画法）
- ・都市計画事業の認可等（都市計画法）
- ・農用地区域における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律）
- ・地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可（森林法）
- ・保安林における立木の伐採等の許可（森林法）
- ・特別地域における工作物の新築の許可等（自然公園法（昭和 32 年法律第 161

号))

- ・漁港区域における工作物の建設等の許可（漁港及び漁場の整備等に関する法律）
- ・港湾区域における工事の許可等（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号））

（ウ）事業計画の作成

以下の事業計画の作成について、ワンストップ処理の対象とすることができる。

- ・土地改良事業計画（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号））
- ・集団移転促進事業計画（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号））
- ・住宅地区改良事業計画（住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号））
- ・特定漁港漁場整備事業計画（漁港及び漁場の整備等に関する法律）

イ 復興一体事業の創設

今般の津波による被害を受けた地域の中には、その土地利用において農地と市街地が混在している地域が多く見られるが、こうした地域において、今後、災害に強い地域づくりを推進しつつ、円滑かつ迅速に復興を図るためには、市町村が土地区画整理事業、農業用排水施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を一体的に施行し、地域の特性に応じた土地利用の再編を行うことが必要となる。

このため、復興整備事業の一類型として、第 1 号地域内の安全な市街地の整備と農業生産基盤の整備を一体的に行うことのできる復興一体事業制度を創設する。

当該事業の事業計画においては、例えば、盛土、嵩^{かさ}上、高台切土による措置を講じた土地に、住宅及び公益的施設（学校、病院等）を集約するための区域（津波復興住宅等建設区）を定め、住宅又は公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができることとする。

ウ 土地区画整理事業及び復興一体事業に関する特例

現行制度上、地方公共団体は、市街化調整区域において土地区画整理事業を施行することができないが、被災地域の円滑かつ迅速な復興のためには、地域のまちづくりを担う地方公共団体が、市街化調整区域においても土地区画整理事業又は復興一体事業を施行できることとすることが必要である。

このため、土地区画整理事業については、第 1 号地域、第 2 号地域及び第 3 号地域内の市街化調整区域において、復興一体事業については第 1 号地域内の市街化調整区域において、施行地区が、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域の場合には、それぞれ事業を施行することができることとする。

エ 土地改良事業に関する特例

被災地域の農業は、地域経済・国民への食料の安定供給の面において、重要な役割を果たしており、緊急に復興させる必要がある。

このため、土地改良事業は、原則、農業者の申請を要件として実施しているが、農業者の申請によらず、県の発意で、区画整理・農用地造成等の土地改良事業を行うことができることとする。

オ 集団移転促進事業に関する特例

被災地域の実情を踏まえ、集団移転促進事業については、集団移転促進事業計画を県が策定することができることとするとともに、公益的施設の用地の造成等に要する経費の一部を国が補助するものとし、かつ、住宅団地の用地を造成等した後譲渡する場合であっても、当該用地の造成等に要する経費が譲渡の対価を上回る場合には、当該経費の一部を国が補助するものとする。

カ 住宅地区改良事業に関する特例

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域で住宅街の再生を図るため、被災地域の実情を踏まえた円滑かつ弾力的な住宅地区改良事業の施行が必要とされているところである。特に、被災した住宅の中には、基礎が崩れて土地に定着しなくなるなど建築物に該当しないものも見受けられているところ、これらは住宅地区改良法の不良住宅に該当しないことから同事業の施行要件を満たせない地域が出てくるおそれがあり、そのようなものも含めて、不良住宅が密集している地区を改良地区として指定する必要がある。

このため、住宅地区改良事業については、同事業の施行地区たる改良地区の指定手続について、ワンストップ処理を可能とし、住宅地区改良法によることなく、改良地区の指定があったものとみなす特例を設けるとともに、居住の用に供される建築物であったもので震災によって損壊したため建築物でなくなったものを不良住宅とみなして、住宅地区改良法の規定を適用することができることとする。

キ 小規模団地住宅施設整備事業の特例

被災地域の実情を踏まえ、復興整備計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る5戸以上50戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなし、これらの整備のための事業についても収用適格事業とすることを可能とする。

ク 地籍調査の実施に関する特例

東日本大震災では、津波により土地の境界を示す物的証拠が流失するなど、現地における土地の境界が不明確となり、復興に向けた事業等が円滑かつ迅速に進まない状況が想定される。この事態を回避するには、地方公共団体が行う地籍調査により土地の境界を明確にすることが有用であるが、地方公共団体の中には被災により行政機能が低下し、地籍調査の実施が極めて困難となっている団体があ

る。

このため、国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が、国土交通大臣の同意を得た上で公表されたときは、地方公共団体に代わって国土交通省が当該地籍調査を行うこととする。

ケ 環境影響評価手続に関する特例

通常、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づく環境アセスメントの手続には 2 年半から 3 年程度の期間を要するが、被災住民の生活再建に不可欠な事業については迅速な対応が求められる一方、特例の対象となる事業は、被災区域ではない場所において行われる新たな開発を伴う大規模な事業であるため、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、復興整備事業として行われる土地区画整理事業及び鉄道・軌道の建設・改良事業について、環境影響評価法の趣旨に則して、地域住民や地方公共団体への意見聴取及び環境大臣意見の提出等の機会を最低限確保するとともに、既存資料等を活用して環境アセスメントを実施することにより、適正な環境保全の配慮をしつつ、手続の迅速化を図るものとする。

コ 筆界特定の申請に関する特例

復興整備事業のための用地取得に当たっては、土地の境界の明確化が必要であるが、津波による被害により、境界を明確化する上で参考となる物的証拠の流失や、避難先が不明等となっている土地所有者が多数に上るなど、通常時と比べ境界の明確化が困難となる場合が多いと考えられる。境界を明確化するための手段として筆界特定制度があるものの、現行制度では、その申請者は土地の所有権登記名義人等に限定されている。

このため、復興整備事業（土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）による事業認定を受けた事業等に限る。）の実施主体は、筆界特定登記官に対し、復興整備事業の実施区域内の土地及びこれに隣接する他の土地との筆界について、これらの土地の所有者の承諾を得て、筆界特定を申請することができることとする。ただし、土地所有者のうち所在不明の者がある場合には、その者の承諾を得ることは要しない。

サ 土地収用法の特例

復興整備事業の用地に関しては、所有者の所在が不明である事例や、相続登記が未了であり多数の相続人との交渉が必要な事例が多くあるが、このような事例は、土地収用制度を活用して解決することが可能であり、被災地においてもその一層の活用が必要である。土地収用制度を更に活用し、用地取得の一層の迅速化や、復興整備事業の工事着工の更なる早期化を図るためには、土地収用手続の期間を短縮し、緊急使用制度の活用を促進する必要がある。

このため、復興整備事業においては、事業の公益性を判断する事業認定手続の

期間について、3か月以内に事業認定をする努力義務が課せられているものを2か月以内とし、土地の補償額等を決定する裁決手続について、裁決申請段階における申請書の添付書類の一部を省略することができるようにし、裁決申請後収用裁決前に工事着工を可能とする緊急使用について、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進することが困難な場合に活用が可能であることを明記し、使用期間を6か月から1年に延長することとする。併せて、収用裁決手続そのものの迅速化のために、収用委員会に対して早期の収用裁決の努力義務を設けることとする。

シ 独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例

独立行政法人都市再生機構は、大都市及び地域社会の中心となる都市の既成市街地において、市街地の整備改善等に関する業務を行うことを基本としており、これらの地域以外の地域においては、当該業務の遂行に支障のない範囲内でのみ受託業務を行うことができることとされている。

今般の東日本大震災による被災状況を踏まえ、被災地域の復興に十分対応できるようにするため、復興整備事業として行われる土地区画整理事業等に係る業務（土地区画整理事業等により造成された宅地、集団移転促進事業により地方公共団体が取得した移転元地等の活用の推進に関する調査、調整及び技術の提供を含む。）を独立行政法人都市再生機構が受託する場合には、上記の受託業務の要件を適用しないこととする。

ス 農業振興地域の整備に関する法律の特例

土地改良事業等を実施した農地については、農用地区域外に代替地がない、農用地の集団化・担い手への農地の利用集積等に支障がない、事業の完了後8年を経過した土地である場合には除外することが可能である。しかし、復興整備事業として実施される土地改良事業又は復興一体事業は、「災害に強い地域づくり」という地域の目標達成の一翼を担って実施されるものであり、仮に復興整備計画の期間が満了していない段階で農用地区域からの除外を認めるとなると、当該目標の達成が困難となるおそれがある。

このため、土地改良事業又は復興一体事業が施行された農地を農用地区域から除外することについては、農用地区域の変更に係る要件のいずれかを満たさない場合のほか、復興整備計画の期間が満了していない場合には、認めないこととする。

セ 津波防災地域づくりに関する法律の特例

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく、推進計画の区域内において適用される津波防護施設の整備、指定津波防護施設の指定及び津波からの避難に資する建築物の容積率の特例を、被災地域において速やかに適用させることは、早期復興に資する

が、津波による被害によって行政機能が低下していることから、復興整備計画と推進計画の二つの計画を作成する負担を軽減する必要がある。

このため、津波による被害を受けた被災関連市町村が、津波防災地域づくり法に規定する基本指針に基づき、一定の事項を記載した復興整備計画を作成した場合には、津波防護施設管理者は、推進計画によらず、当該復興整備計画に則して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができることとし、また、当該復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなして、津波からの避難に資する建築物の容積率の特例及び指定津波防護施設の指定の規定を適用できることとする。

なお、津波防災地域づくり法の施行に伴い、都市計画法の一部改正が行われ、一団地の津波防災拠点市街地形成施設が都市施設に追加された。同施設の整備に係る事業を復興整備事業として復興整備計画に定めることにより、復興整備計画に係る都市計画法関係の特例を適用することができる。

ソ 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除の措置

被災地においては、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村に関する基準に適合する市町村が存在し、当該市町村のうち、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第18条第2項第2号に規定する「避難解除区域等」の区域内にある土地等について、速やかに復興のための事業を進めることに資するよう、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社により買い取られる場合には、令和11年3月31日までの間、所得税・法人税についての2,000万円の特別控除を適用することが可能となっている。

当該特例措置が適切に活用されるよう、対象とすることを見込む事業については、復興整備計画に位置付けることが望ましい。

第5 その他復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

1 福島復興再生特別措置法に基づく施策との連携

被災から15年が経過し、地域ごとの復興の状況に違いがある中、福島県では、避難解除等区域を始めとして原子力災害からの復興・再生に向けた取組が本格的に始まったところである。福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、各種施策の密接な連携の下、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うことが必要である。

福島県の区域においては、法と福島復興再生特別措置法の二つの法律に基づく計画制度を活用することができることとしており、これらの計画は、それぞれ本方針又は福島復興再生基本方針に即して作成するものとされている。したがって、こうした取組が統合的なものとなるよう、国において調和のとれた基本方針を示すとともに、福

島県及び県内市町村が連携して、それぞれの法律の趣旨に基づき、各法律の特例、措置等を十分に活用できるよう柔軟な対応と適切な助言を行う。

また、国においては、地震、津波被害や原子力災害からの福島復興及び再生が一体的かつ途切れなく行われるよう、各種の計画の迅速な認定等適切な配慮を行うものとする。

なお、復興推進計画と福島復興再生計画の具体的な記載の方法については、当該計画における記載事項のどの部分が各計画に該当するのかが明確になっており、それぞれの法律に基づく要件を満たすものであれば、複数の計画を一体的に記述することや添付資料の省略等について柔軟に対応する。

2 復興推進計画の認定申請のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）

法第4条第8項に基づく法令解釈事前確認制度は、特定地方公共団体が復興推進計画の認定申請を行うに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、復興特別区域制度の円滑な運用を促進するための制度である。

特定地方公共団体は、関係行政機関の長に対して確認を求める際には、復興庁のウェブサイト上に公表する宛先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係行政機関の長は、可能な限り速やかに回答するものとし、原則として30日以内に当該特定地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該特定地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを復興庁に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として復興庁のウェブサイト等において公開するものとする。

復興推進計画の認定申請に当たり、復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに当たっては、復興特別区域制度の趣旨及び目的並びに地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮するものとする。

また、確認を求められた法令の規定の解釈が、復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定の可否に関係するものである場合は、確認を求めた地方公共団体への回答に当たり、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を交付するとともに、当該資料を遅滞なく国会に提出し、インターネットを活用し、公表するものとする。

3 透明性の確保及び計画の実施状況の把握

復興特別区域制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とし、透明性を確保するため、インターネット等を活用し、復興特別区域制度に関する資料をできる限り迅速に公開することとする。

具体的には、国において、本方針の変更、復興推進計画の認定に関する事務、国と地方の協議会の組織及び運営、会議資料、議事録等の関係資料、また認定された個別の復興推進計画及び公表された復興整備計画並びにこれらの計画に関連する事項、地

方公共団体が公表する情報等について、国において作成するウェブサイトにより、一覧形式で公開することとする。

そのため、地方公共団体においては、ウェブサイトにおいて公開済みの情報の更新等を行った際は、遅滞なく復興庁へ連絡することが望ましい。

また、復興推進計画及び復興整備計画について、より適切な推進を図るため、地方公共団体において、特例措置の利活用の状況を適切に把握するよう努めるものとする。

4 書面・押印・対面主義からの脱却のための対応

デジタル時代の働き方への対応等の観点から、復興特別区域制度に係る各種手続に際し、書面・押印・対面を前提とせず、オンラインでも完結できるよう、令和2年12月に施行規則を改正し、手続上必要となる書類への押印を要しないこととした。

併せて、国又は地方公共団体から交付する書面についても、同様に公印を省略可能とする制度整備を行ったところであるが、それらの書面については、書面の受け手から公印のある書類の交付を求められた場合等において、公印のなされた書面を交付することも可能である。

そのほか、法令等に定められた様式を設けていない手続についても、押印を要しないものであり、書面・押印・対面を前提とせずに手続が進むことが期待される。

また、復興特別区域制度に関わる書面の提出について、これまでも、電子メールへのファイルの添付その他の電磁的方法によることは否定されていないが、今般の見直しを経て、実際に行政機関に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向け、そうした方法が更に幅広く活用されることが期待される。

第6 適用期日

本方針は、閣議決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 復興特別区域において活用することができる規制の特例

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	復興建築物整備事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条
特例を講ずべき法令等の現行規定	建築基準法第 48 条及び別表第 2 においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第 48 条第 1 項から第 13 項までのそれぞれのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。
特例の内容	復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができるもの。
同意の要件	法第 15 条第 1 項の規定による申請の内容について、復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針が、当該用途地域の指定の目的に反しないものであることが確認されること。
特例に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	特別用途地区復興建築物整備事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 2 項
特例を講ずべき法令等の現行規定	特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。
特例の内容	建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第 2 項の承認とみなして、建築基準法上の大臣承認の手続を不要とするもの。
同意の要件	法第 16 条第 1 項の規定による申請の内容について、以下が確認されること。 （1）特別用途地区の指定により実現を図るべき特別の目的に応じて建築基

	<p>準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例を定めることとし、復興推進計画に条例（案）等を示すことにより、制限の緩和の内容が明確にされていること。</p> <p>(2) 当該条例による制限の緩和が、地域の特殊性からやむを得ないものであり、かつ、当該条例の適用が予定されている区域に定められている用途地域の指定の目的に反しないものであること。</p>
特例に伴い必要となる手続	<p>申請に当たっては、下記の書類を添付すること。なお、参考資料については昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書 2 参考資料

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	被災区域道路運送確保事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第 1 項、第 3 項、第 4 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更を行う場合には、国土交通大臣の認可を受け、又は届出をしなければならない。
特例の内容	被災区域道路運送確保事業が定められた復興推進計画について、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業のうち、道路運送法第 15 条第 1 項の認可を受け、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
同意の要件	復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業のうち、道路運送法第 15 条第 1 項の認可を受けなければならないものについて、その内容が同条第 2 項において準用する同法第 6 条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同意をしてはならない。
特例に伴い必要となる手続	被災区域道路運送確保事業の実施主体となる者の同意

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	罹災者公営住宅等供給事業
措置区分	法律

特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 44 条第 1 項及び第 2 項並びに公営住宅法附則第 15 項（住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項にて準用する場合を含む。）
特例を講ずべき法令等の現行規定	○公営住宅法は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸すること等を目的としており、地方公共団体が公営住宅等の整備を行う場合には国庫補助が行われる。 ○このため、収入要件等の入居者資格を定めるとともに、一定期間公営住宅等としての社会的便益を發揮させるため、譲渡の要件として、特別の事由と公営住宅等の譲渡制限期間を設け、当該譲渡の対価の使途についても、公営住宅等の整備等に限定しているところ。
特例の内容	罹災者公営住宅等供給事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該復興推進計画の区域内に存する公営住宅等の譲渡について、譲渡制限期間を耐用年限の「1/4」から「1/6」に短縮する（特別の事由は引き続き必要。）とともに、当該譲渡対価の使途を公営住宅等の整備等のみならず、地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とする。 なお、公営住宅法附則第15項において経過措置が設けられている過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域等の公営住宅に係る財産処分に関する規定については、以下（1）又は（2）のとおりとする。 （1）その耐用年限の 1/6 を経過した場合で、特別な事由があるとき （2）その耐用年限の 1/4 を経過した場合
同意の要件	公営住宅法の趣旨を踏まえ、特定地方公共団体の区域内の住宅事情に留意して、公営住宅等の供給が行われることが見込まれる計画となっていること。
特例に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	復興推進公営住宅等管理等事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 44 条第 3 項及び第 6 項、第 45 条第 1 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条（住宅地区改良法第 29 条第 1 項にて準用する場合を含む。）、住宅地区改良法第 36 条第 2 号及び第 3 号
特例を講ずべき法令等の現行規定	○公営住宅法は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸すること等を目的としており、公営住宅の建設に対して国は国庫補助をするものとされている。 ○また、以下の場合には、国土交通大臣の承認が必要。

	<p>①公営住宅等が災害による損壊等の事由により修繕しても供用し続けることが困難で用途廃止をする場合</p> <p>②公営住宅を社会福祉事業のグループホームに使用させる場合</p> <p>③公営住宅等事業の実施主体を変更する場合</p> <p>○加えて①②③の承認に当たっては、市町村が申請する場合には都道府県を経由することとされており、また、①③については、国土交通大臣は厚生労働大臣に協議することとされている。</p>
特例の内容	特定地方公共団体が、復興推進計画において復興推進公営住宅等管理等事業を盛り込み、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、上記①～③に係る国土交通大臣の承認を受けたものとみなす。
同意の要件	「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成8年住総発第135号）第五若しくは第六記載の要件、又は改良住宅等管理要領（昭和54年建設省住整発第6号）第16若しくは第17記載の要件を満たすものであること。
特例に伴い必要となる手続	特定地方公共団体である市町村は、内閣総理大臣の認定を受けたときは、法第22条第3項に基づき、その旨を当該市町村の存する県の知事に通知すること。

復興庁以外の関係省庁	農林水産省
項目名	食料供給等施設整備事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事又は指定市町村の長の許可を受けなければならない。農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事又は指定市町村の長の許可を受けなければならない。当該許可は、農用地区域内にある農地等に該当する場合はすることができない。</p> <p>農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができる。</p> <p>地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>
特例の内容	特定地方公共団体である市町村（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けたものに限る。）は、復興推進事業とし

	て食料供給等施設整備事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けることができる。当該認定を受けた場合において、当該市町村が地域協議会の協議を経て、かつ知事の同意を得て食料供給等施設整備計画を作成したときには、当該食料供給等施設整備計画に位置付けられた食料供給等施設については、農地の転用許可基準の緩和を行うとともに、農地転用許可及び林地開発許可の手続を一元化するものとする。
同意の要件	<ol style="list-style-type: none"> 復興推進計画を作成した市町村が平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けたものであること。 食料供給等施設整備事業において整備しようとする施設が、食料の安定供給の確保又は当該市町村における農林水産業の復興に資するものとして農林水産省令に定める施設に該当すること。
特例に伴い必要となる手続	<p>申請に当たっては、下記の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 復興推進計画を作成した市町村における農林水産業の津波被害の状況に関する資料 食料供給等施設整備事業において整備しようとする施設の概要及び当該施設と食料の安定供給の確保又は当該市町村における農林水産業の復興との関係に関する資料

復興庁以外の関係省庁	経済産業省
項目名	復興産業集積事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>工場立地法第 4 条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。</p> <p>また、同法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。）は、当該市町村の区域のうちに、国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p> <p>さらに、同法の特例として、地域未来投資促進法第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p>
特例の内容	特定地方公共団体が、復興産業集積事業を定めた復興推進計画について、内

	閣総理大臣の認定を受けた場合には、認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該計画において定められた復興産業集積区域で適用できる緑地面積率等の基準を、工場立地法又は地域未来投資促進法の準則に代えて条例で定めることができるものとする。
同意の要件	工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画となっていること。
特例に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	被災鉄道移設事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条第 1 項及び第 3 項
特例を講ずべき法令等の現行規定	鉄道事業者は、事業基本計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受け、又は届出をしなければならない。
特例の内容	<p>鉄道ルートの変更に関する事業（被災鉄道移設事業）を定めた復興推進計画について、国土交通大臣の同意を経て内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該復興推進計画に定められた被災鉄道移設事業のうち、鉄道事業法第 7 条第 1 項の認可を受け、又は同条第 3 項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなすこととする。</p> <p>これにより、他の復興事業と一体的に鉄道ルートの変更を円滑かつ確実に実施することとする。</p>
同意の要件	<p>復興推進計画に定められた被災鉄道移設事業のうち、鉄道事業法第 7 条第 1 項の認可を受けなければならないものについて、その内容が同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同意をしてはならない。</p> <p>なお、国土交通大臣は、特定地方公共団体及び鉄道事業者に対し、同意に必要な情報の提供を求めることができる。</p>
特例に伴い必要となる手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定地方公共団体は、被災鉄道移設事業を定めた復興推進計画の認定を申請しようとするときは、当該被災鉄道移設事業の内容について、鉄道事業者の同意を得なければならない。 2 被災鉄道移設事業を定めた復興推進計画の認定の申請は、当該被災鉄道移設事業に関する国土交通省令で定める書類を添付して行わなければならない。

復興庁以外の関係省庁	国土交通省
項目名	復興仮設占用物件設置事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	都市公園法（昭和31年法律第79号）第7条 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条第2項においては、公園管理者の許可を受けて都市公園に設けることができる公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を規定している。
特例措置の内容	仮設の物件又は施設を設置する都市公園の名称及び所在地並びに当該仮設物件又は施設の種別を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該仮設物件又は施設を都市公園の占有物件として許可しうるものとする。
同意の要件	東日本大震災復興特別区域法施行令第4条1項の規定による申請の内容について、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設を特定地方公共団体の設置に係る都市公園内に設けることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	地域医療確保事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第5項及び第50条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	病院については、前年度の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数の平均値に基づき計算される医療従事者数を配置しなければならない。
特例措置の内容	特定地方公共団体である県が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保する事業及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の病院のうち、一定の申請書等を踏まえ県の知事が必要と認めるものに対して、以下の特例措置の適用を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・配置すべき医療従事者数の計算に当たり、入院患者数等については、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いることができること ・医師配置標準については、通常の90%相当に緩和すること（ただし、3人は下回らないものとする。）
同意の要件	・病院が適切な医療を提供するための取組を行うに当たって必要な支援を県が行うこと

	・適切な状況把握を県が行うこと等を前提とした事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	医療機器製造販売業等促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 114 条の 49 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号並びに第 114 条の 52 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）においては、医療機器の製造販売業者は「医療機器等総括製造販売責任者」を、製造業者は「医療機器責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件（3 年）が規定されている。
特例措置の内容	特定地方公共団体である県が、医療機器製造販売業等促進事業（特定地方公共団体である県が、復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療機器の製造販売業者及び製造業者の事業の開始を促進する事業）及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件（3 年）に関する基準については、特定地方公共団体である県が復興推進計画に定める基準（品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準）を適用することとする。
同意の要件	特定地方公共団体である県が定める実務経験の要件（3 年）に関する基準については、品質管理上、保健衛生上等の観点から、現行の基準に相当する基準であると認められる計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	薬局等整備事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 1 条第 1 項第 4 号、第 10 号イ、第 10 号の 2 ロ、第 11 号ロ、第 12 号ロ及び第 13 号ホ並びに第 2 条

	第4号、第10号ロ、第11号ロ及び第12号ハ
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	薬局及び一般用医薬品を販売する店舗等の構造設備の基準を定めた薬局等構造設備規則には、薬局及び一般用医薬品を販売する店舗の面積に関する基準、リスクの高い一般用医薬品を陳列するために必要な設備に関する基準等が規定されている。
特例措置の内容	特定地方公共団体である県が、薬局等整備事業（特定地方公共団体である県が、復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な薬局及び一般用医薬品を販売する店舗を整備する事業）及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、薬局等整備事業に係る薬局等のうち、面積に関する基準を満たさないものであって、その所在地の県知事等が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めたものについては、面積に関する基準等を適用しない。
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第76条第1項第1号及び第77条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に限定している。また、同事業所ごとに指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数の医師を置くこととしている。
特例措置の内容	特定地方公共団体である県が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の県知事が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の開設要件及び同事業所ごとに置くべき医師の員数を緩和する。
同意の要件	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携の確保を前提とした指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる	復興推進計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所について、病院

る手続	若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の県知事が認めること。
-----	--

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	介護老人福祉施設等整備推進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 1 号 ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条第 1 項第 2 号又は第 56 条第 1 項第 2 号 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 1 号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）においては、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置しなければならないこととしている。
特例措置の内容	特定地方公共団体が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人福祉施設等の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該区域内の特別養護老人ホーム等であって、病院や介護老人保健施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと所在地の県知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長）が認めるものについては、医師の配置基準について、弾力的な対応を可能とする。
同意の要件	病院や介護老人保健施設等との密接な連携を前提とした特別養護老人ホーム等の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	復興推進計画の区域内の特別養護老人ホーム等であって、病院や介護老人保健施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと所在地の県知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長）が認めること。

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	介護老人保健施設整備推進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 1 号

特例措置を講ずべき法令等の現行規定	介護老人保健施設については、医師を常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上配置しなければならないこととしている。
特例措置の内容	特定地方公共団体である県が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人保健施設の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、介護老人保健施設であって、病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うとその所在地の県知事が認めるものについて、医師の配置基準の弾力的対応を可能とする。
同意の要件	病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携の確保を前提とした介護老人保健施設の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	復興推進計画の区域内の介護老人保健施設について、病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと所在地の県知事が認めること。

復興庁以外の関係省庁	厚生労働省
項目名	介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第79条第1項第1号及び第80条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に限定している。また、同事業所ごとに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数の医師を置くこととしている。
特例措置の内容	特定地方公共団体である県が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の県知事が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設要件及び同事業所ごとに置くべき医師の員数を緩和する。
同意の要件	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な

	連携の確保を前提とした指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	復興推進計画の区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の県知事が認めること。